

改正
民法

5年間の消滅時効と賃金・年休その他請求権について

改正民法 施行日は、2020年4月1日

■第193回通常国会で2017年（平成29）年5月26日に民法改正が成立し、同年6月2日に公布されました。新法の施行は公布の日から3年以内とされています。（2020年4月1日施行）

■今回の改正は民法制定以来、初めての大幅な全面改正となっています。その中で人事労務に関して大きな影響を与える、「債権の消滅時効」の改正があります。

改正民法では、債権の消滅時効について、新たに第166条1項で「債権者が権利を行使することができることを知った時から 5年間行使しないとき」と規定されています。

■このことは企業にとって大きな関心事項です。「賃金請求」（未払い賃金を含む）及び更なる「残業抑制策」の検討課題となります。改正前の民法では、「月又はこれより短い時期により定めた使用人の給料に係る債権」は1年間行使しないときは消滅するとされ、短期1年の消滅時効と規定されています（第174条1号）。

しかし、労働者保護の観点から1年では短く、又長すぎると使用者にとっての事務上の負担増などの観点から、労基法第115条によって賃金請求権は2年の消滅時効とされ民法よりも1年長くなっています。（退職金請求権については5年の消滅時効）

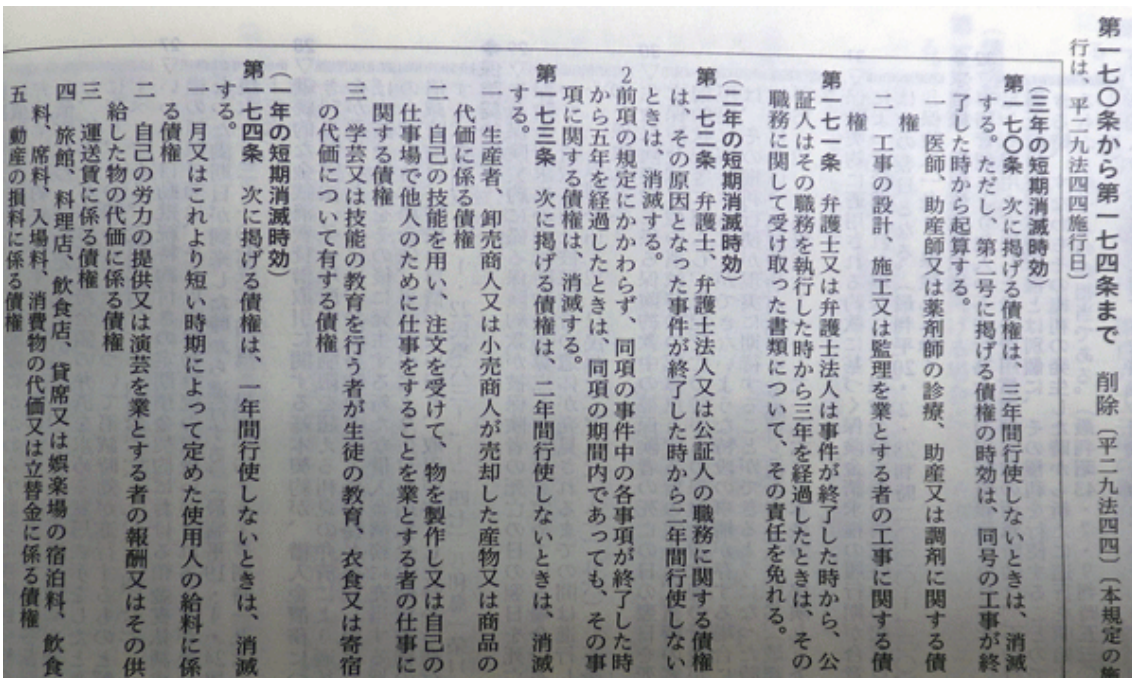
■現行の労基法第115条に基づく賃金請求権については時間外、休日労働に対する割増賃金請求権も含まれています。従って、未払い残業代の消滅時効は2年となっており、その存在が明らかになった場合には、最長で2年分の支払いとなります。

■「債権を行使できる時という」客観的起算点から10年によって債権は時効消滅するという改正前の制度は維持される一方、新たに、債権を行使できることを知った時という主観的起算点から5年によって時効消滅するという新たな制度が規定されました。このいずれか早いほうの時効期間が満了したときに消滅時効が完成することになりました。

■ 改正された民法の消滅時効



また、改正前の民法が規定する1~3年の短期消滅時効は廃止されることになりました。



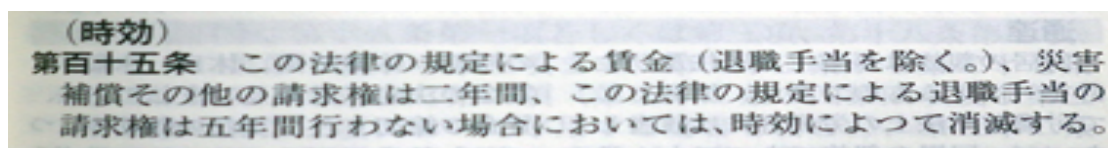
■ では、賃金、未払い賃金(残業代含む)や年次有給休暇繰り越し、その他請求権の消滅時効や記録の保存期間などはどうなるのでしょうか?

改正民法では1～3年の短期消滅時効は廃止されることになったため、賃金も契約に基づく債権として通常5年の消滅時効が適用されるかのように見える。但し、現行では労働基準法という民法の特別法があるため、新たに民法が改正されたが、未払い残業代の消滅時効は労働基準法に基づき2年のままととなっているが、先に成立した改正民法により労働基準法を民法の基準に合わせるのだろうか？

改正前には、労基法2年>民法1年、改正後には、民法5年>労基法2年と逆になるのか・・・
これからの議論のポイントになります。

■年次有給休暇も5年に延長されるのか？

実務上、もう一つの問題点として、年次有給休暇の取り扱い上の問題も含まれていることへの注目です。年休の権利は債権的請求権ではなく制度上の問題として消滅時効を論ずる余地はないとする見解もある。しかし解釈例規や通説では繰り越しを認め、労働基準法115条の規定により2年の消滅時効が認められるとしています。そのため、多くの就業規則上では、付与日から2年以内の繰り越し取得の規定を設けています。



労働基準法第115条は、上表のように規定されており「その他の請求権」の中に年次有給休暇が含まれている。

改正民法に合わせ、仮に労働基準法115条が「賃金、災害補償その他の請求権は5年間・・・行わない場合は、時効によって消滅する」と改正された場合5年の消滅時効（100日繰り越し）となるのであろうか？

■労働基準法第115条の対象となる賃金、災害補償その他の請求権

- ①賃金等の請求権 ・ 賃金の請求・賃金の支払い・非常時払・休業手当・出来高払い補償給・時間外休日労働割増賃金・有給休暇取得中の賃金
- ②災害補償の請求権 ・ 療養・休業・障害・遺族・葬祭料・打切・分割補償
- ③その他の請求権 ・ 帰郷旅費・解雇予告手当請求権・退職時の証明・金品の返還
・ 年次有給休暇請求権

記録の保存

(記録の保存)
第百九条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を三年間保存しなければならない。

厚生労働省では今後、民法や労働法の学識経験者らによる検討会を設置し、幅広い議論を踏まえ 2018 年を目途に厚労相の諮問機関である労働政策審議会で労使を交えた時効議論を進め結論を出す予定である。

改正が必要となれば 2019 年に国会に提出し、20 年にも施行することになっている。

今後は、なお一層の労働時間管理、労働環境の改善が求められと共に企業活動への配慮も必要と思われます。

◆2018 年 2 月 2 日に開催された第 2 回「賃金等請求権の消滅時効の在り方検討会」の資料 3 にある古川景一弁護士の見解要旨結論では、

「労働基準法第 115 条の賃金、災害補償等の請求権について、2 年間の経過で時効消滅するとの規定、及び労災保険法第 42 条の給付規定は削除し、改正後の民法を適用すべきである」と主張されている。

資料 4 にある伊藤昌毅弁護士の見解書では、結論として「現行の労基法の時効を変更する必要はない」と述べている。

◆第 3 回「在り方」が 3 月 16 日に開催され、労働政策研究・研修機構研究員の方からフランス、ドイツにおける賃金請求権に関する資料、神吉立教大学准教授からイギリスの労働関係訴訟・申立の出訴期限等に関する資料の検討が行われている。
